

ジャパンウィンターリーグ for トレーナー参加規約

本規約（以下「本規約」と言います。）には、株式会社ジャパンリーグが運営する「ジャパンウィンターリーグ for トレーナー」（以下「JWLT」と言います。）への参加条件及び当社と参加者皆様との間の権利義務関係が定められています。JWLT への参加に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（適用）

1. 本規約は、JWLT の参加条件及び JWLT の参加に関する当社と参加者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、当社と参加者との間の JWLT に関わる一切の関係に適用されます。
2. 当社が当社ウェブサイト上で掲載する JWLT への参加に関するルール（<https://www.japanleague.co.jp/>）は、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の内容と、前項のルールその他の本規約外における JWLT の説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「JWLT 参加契約」とは、本規約を契約条件として当社とトレーナーの間で締結される、JWLT の参加契約を意味します。
- (2) 「当社」とは、株式会社ジャパンリーグを意味します。
- (3) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「<https://www.japanleague.co.jp/>」である、当社が運営するウェブサイト（理由の如何を問わず、当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）を意味します。
- (4) 「参加者」とは、第 4 条（登録）に基づいて JWLT の参加トレーナーとしての登録がなされた個人を意味します。
- (5) 「JWLT」とは、当社が運営する「ジャパンウィンターリーグ」という名称のリーグ（理由の如何を問わず名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のものを含みます。）のトレーナー企画を意味します。

第3条（登録）

1. JWLT への参加を希望する者（以下「参加希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、JWLT への参加の登録を申請することができます。

2. 当社は、当社の基準に従って、第1項に基づいて登録申請を行った登録希望者（以下「登録申請者」といいます。）の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を登録申請者に通知します。登録申請者の参加者としての登録は、第7条1項に定める参加費の支払いが完了した後、当社がその通知を行ったことをもって完了したものとします。
3. 前項に定める登録の完了時に、サービス参加契約が参加者と当社の間に成立し、参加者はJWLTを本規約に従い参加することができるようになります。
4. 当社は、登録申請者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録及び再登録を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負いません。
 - (1) 当社に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
 - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ。）である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
 - (4) 過去当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
 - (5) 第3条に定める参加条件を満たしていないと当社が判断した場合
 - (6) その他、登録を適当でないと当社が判断した場合

第4条（登録事項の変更）

参加者は、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。

第5条（トレーナー活動）

参加者は、本契約期間中、当社が指定するトレーナー活動や講義に参稼しなければなりません。

第6条（料金及び支払方法）

1. 参加者は、JWLT参加の対価として、別途当社が定め、請求した参加費を、請求書に記載された期日までに、当社が指定する支払方法により当社に支払うものとし、この支払い完了をもって第3条2項に定める登録が完了するものとします。
2. 参加者が参加費の支払いを遅滞した場合、参加者は年3%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
3. 当社は、参加者が第1項の支払いを完了した後は、参加者の都合による不参加のほ

か、天候、地震、落雷、火災、風水害、停電、感染症、天災地変などの不可抗力によりウィンターリーグにおける試合数が確保できず、減少したとしても、参加費の返還には一切応じることができません。

第7条（費用負担）

当社は、ウィンターリーグ期間中におけるテーピング費用及び、その他トレーナー活動における物品費用を負担します。なお、その他の費用については、名目如何を問わず負担しません。

第8条（健康診断）

参加者は、トレーナー活動を妨げ、又は害するような肉体的又は精神的欠陥を持たないことを表明し、当社の求めに応じ健康診断書を提出することに同意するものとします。

第9条（写真と出演）

1. 参加者は、当社又はマスメディア等により、写真、映画、テレビジョンに撮影されることに予め同意したものとします。
2. 参加者は、当社が当社又は JWLTT の宣伝目的のためにいかなる方法で写真、動画等を利用しても、異議を申し立てないことを予め同意したものとします。

第10条（有効期間）

本契約の有効期間は、本契約締結日から 2025 年 12 月末日までとします。

第11条（禁止事項）

参加者は、JWLTT の参加にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 法令に違反する行為又は犯罪行為に関連する行為
- (2) 当社、JWLTT の他の参加者又はその他の第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (3) 公序良俗に反する行為
- (4) JWLTT の開催、運営を妨害するおそれのある行為
- (5) 第三者に成りすます行為
- (6) 当社が事前に許諾しない JWLTT の宣伝、広告、勧誘、又は営業行為
- (7) 当社、JWLTT の他の参加者又はその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (8) 反社会的勢力等への利益供与
- (9) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (10) 前各号の行為を試みる行為
- (11) その他、当社が不適切と判断する行為

第12条 （JWLT の停止等）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、参加者に事前に通知することなく、JWLT の全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。

- (1) 地震、落雷、火災、風水害、停電、感染症、天災地変などの不可抗力により JWLT の開催、運営ができなくなった場合
- (2) その他、当社が停止又は中断を必要と判断した場合

第13条 （登録抹消等）

1. 当社は、参加者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該参加者について JWLT の参加を一時的に停止することができます。

- (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- (4) JWLT の参加がない場合
- (5) 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
- (6) 第 3 条第 4 項各号に該当する場合
- (7) その他、当社が JWLT の参加又は参加者としての登録の継続を適当でないと判断した場合

2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、参加者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

第14条 （退会）

1. 参加者は、当社所定の手続の完了により、JWLT から退会し、自己の参加者としての登録を抹消することができます。
2. 退会にあたり、当社に対して負っている債務が有る場合は、参加者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。

第15条 （解除）

当社は、参加者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前に通知又は催告することなく、本契約等の全部又は一部を解除することができます。

- (1) 本規約に定める条項につき重大な違反があった場合
- (2) 刑法上の犯罪行為、その他法令・公序良俗に反する行為が認められた場合
- (3) 信頼を著しく損なうような背信的行為があった場合
- (4) その他、本契約等を継続し難い重大な事由が生じた場合

第16条 （JWLT の内容の変更、終了）

1. 当社は、当社の都合により、JWLT の内容を変更し、又は提供を終了することができます。
2. 当社が JWLT を終了する場合、当社は参加者に事前に通知するものとします。

第17条 （保証の否認及び免責）

1. 当社は、JWLT が参加者の特定の目的に適合すること、期待する効果・商品的価値・正確性・有用性を有すること、参加者による JWLT の参加が参加者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に参加できること、及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。
2. 当社は、参加者の試合へのトレーナー機会を確保することを保証するものではありません。参加者の技能、能力、試合展開によって、トレーナー機会が変わることに予め同意したものとします。
3. 参加者は、天候、地震、落雷、火災、風水害、停電、感染症、天災地変などの不可抗力により試合数に変更されることに予め同意したものとします。
4. 当社は、JWLT に関して参加者が被った損害（怪我等を含む。）につき、当社に故意又は重過失がない限り、一切賠償する責任を負わないものとします。なお、当社が賠償する責任を負う場合でも、参加者が当社に対して支払った金額を超えて賠償する責任を負わないものとします。
5. 参加者と他の参加者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当社は一切責任を負わないものとし、参加者が自己の責任によって解決するものとします。

第18条 （秘密保持）

参加者は、JWLT に関連して当社が参加者に対して秘密に取扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取扱うものとします。

第19条 （参加者情報の取扱い）

1. 当社による参加者情報の取扱いについては、別添の当社プライバシーポリシーの定めによるものとし、参加者はこのプライバシーポリシーに従って当社が参加者情報を取

扱うことについて同意するものとします。

2. 当社は、参加者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で、参加及び公開することができるものとし、参加者はこれに異議を唱えないものとします。
3. 参加者は、JWLT に関し取材に来たマスメディアに対し、参加者の氏名、出身校、出身等の情報を開示、提供することに予め同意するものとします。

第20条 （本規約等の変更）

当社は、当社が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を当社ウェブサイト上での掲示その他の適切な方法により周知し、又は参加者に通知します。但し、法令上参加者の同意が必要となるような内容の変更の場合は、当社所定の方法で参加者の同意を得るものとします。

第21条 （連絡／通知）

1. JWLT に関する問い合わせその他参加者から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から参加者に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。
2. 当社が登録事項に含まれるメールアドレスその他の連絡先に連絡又は通知を行った場合、参加者は当該連絡又は通知を受領したものとみなします。

第22条 （サービス参加契約上の地位の譲渡等）

1. 参加者は、当社の書面による事前の承諾なく、参加契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は JWLT にかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い参加契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに参加者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、参加者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第23条 （分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第24条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約及び JWLTT 参加契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約又は JWLTT 参加契約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

【2025 年 10 月 4 日 制定】